



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷 神戸市長
兼 発行人
< 臨時特別号 >

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市市税条例の一部を改正する条例	行財政局税務部税制企画課	1

市長専決処分事項指定の件（昭和46年2月18日市会議決）第4号の規定に基づき、次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市市税条例の一部を改正する条例

令和6年3月30日

神戸市長

文元 喜造

神戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第58号

神戸市市税条例の一部を改正する条例

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（固定資産税の課税標準の特例）	（固定資産税の課税標準の特例）
第36条の3 [略]	第36条の3 [略]
2～8 [略]	2～8 [略]
<u>9 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	<u>9 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u>
附 則	附 則
<u>（令和6年度分の個人の市民税の特 別税額控除）</u>	<u>10 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
<u>第4条の9 法附則第5条の8第4項 の規定の適用を受ける令和6年度分</u>	

の個人の市民税の特別税額控除については、同項から同条第6項までの規定に定めるところによる。

(令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例)

第4条の10 法附則第5条の9の規定

の適用を受ける令和6年度分の個人の市民税の普通徴収については、同条に定めるところによる。

(令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第4条の11 法附則第5条の10の規定

の適用を受ける令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収については、同条に定めるところによる。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第4条の12 法附則第5条の11の規定

の適用を受ける公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、同条に定めるところによる。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の13 法附則第5条の12第3項

に規定する令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除については、同条第3項及び第4項に定めるところによる。

(免税点の適用に関する特例)

第12条 法附則第18条、第19条第1項若しくは第19条の4の規定の適用を受ける土地又は法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地（法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。以下この条において同じ。）に係る各年度分の固定資産税に限り、第38条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、法附則第18条の規定の適用を受ける宅地等、法附則第19条第1項の規定の適用を受ける農地又は法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(免税点の適用に関する特例)

第12条 法附則第18条、第19条第1項若しくは第19条の4の規定の適用を受ける土地又は法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地（法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。以下この条において同じ。）に係る各年度分の固定資産税に限り、第38条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、法附則第18条の規定の適用を受ける宅地等、法附則第19条第1項の規定の適用を受ける農地又は法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

5 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。